

地域ケアプラザの指定管理者の指定について

1 趣旨

横浜市日下地域ケアプラザ（港南区）及び横浜市中野地域ケアプラザ（栄区）については、社会福祉法人杜の会（以下「杜の会」という。）が指定管理者として運営を行っています。

このたび杜の会から、平成 29 年 4 月 1 日をもって、社会福祉法人くるみ会に吸収合併される予定であること、また、同日から法人の名称を「社会福祉法人くるみ会」から、「社会福祉法人ル・プリ」に変更する予定であることの申し出がありました。

法人間に事業承継が認められることが確認されたため、杜の会が運営する、横浜市日下地域ケアプラザ及び横浜市中野地域ケアプラザの指定管理者について、再度、指定します。

地域ケアプラザ	住所	再度指定する期間
横浜市日下地域ケアプラザ	港南区笹下 3-11-1	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
横浜市中野地域ケアプラザ	栄区中野町 400-2	

2 指定及び合併する各法人の概要

法人名	代表者	所在地	業務内容
【指定（合併後存続）する法人】 社会福祉法人ル・プリ ※平成 29 年 4 月 1 日より、「社会福祉法人くるみ会」から名称変更予定	理事長 宮内 眞治	旭区金が谷 550 番地	障害児入所施設の経営、障害者支援施設の経営、児童養護施設の経営 他
【合併後消滅する法人】 社会福祉法人杜の会	理事長 上野 和夫	栄区中野町 400-2 番地	児童養護施設の経営、障害福祉サービス事業の経営、 地域ケアプラザの運営

3 合併による指定管理者の指定手続きについて

(1) 非公募とした理由

横浜市地域ケアプラザ条例(平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号)第 4 条第 3 項の規定により、「特別の事情」がある場合、非公募とすることができます。くるみ会は、本市との基本協定書を遵守し、職員の雇用や運営体制についても現指定管理者の考えを基本に業務を継続することとしており、事業内容に変更が見込まれないことが各区の審査において認められたため、「特別の事情」に当たるものとして、非公募で各区において手続を行いました。

(2) 選定委員会を開催しなかった理由

審査にあたっては、横浜市地域ケアプラザ条例第4条第4項により、事業計画書その他規則で定める書類について書面審査を行うこととしています。本件審査は、既に外部委員で構成される区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会により評価された指定管理業務の同一性・継続性を判断するものであり、新たな指定管理者の選定ではないと認められることから、外部委員による審査は不要と判断しました。

【参考 横浜市地域ケアプラザ条例第4条第3項・4項】

3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

4 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。